

【目次】

■ <u>事業について</u>	.....	1ページ
■ <u>支援対象について</u>	.....	2ページ
■ <u>申請について</u>	.....	3ページ
■ <u>給付・振込について</u>	.....	5ページ

神奈川県特別高圧受電者支援給付金コールセンター  
TEL 050-3310-5916  
[受付時間] 午前9時から午後7時 (土日・祝日除く)

■ 事業について

Q1. 支援対象を中小企業者としたのはなぜですか。

A1. 電気代高騰による強い影響を受けている中小企業者に対して、予算の範囲内で支援することとしています。

Q2. 低圧・高圧は給付金の対象になりますか。

A2. 低圧や高圧に対しては、既に国(経済産業省・資源エネルギー庁)による補助が行われているため、対象外です。

## ■ 支援対象について

Q3. 入居している施設が特別高圧を受電・使用しているかわかりません

A3. 【特別高圧受電施設リストに記載がある場合】  
入居している施設が「[神奈川県特別高圧受電施設リスト](#)」に記載されていれば特別高圧の受電・使用施設です。  
【特別高圧受電施設リストに記載がない場合】  
コールセンターへご相談ください。

Q4. 複数の施設にテナントとして入居しています。それぞれのテナントが支援対象となりますか。

A4. 施設に入居しているそれぞれのテナントごとに支援を受けることができます。

Q5. 一つの施設に複数店舗の出店をしています。出店店舗数分が支援対象となりますか。

A5. 一つの施設に複数の店舗を出店している場合は、1店舗として支援対象となります。

Q6. 本社が神奈川県にあります。県外施設のテナントも支援対象となりますか。

A6. 県外施設テナントは、対象外です。

Q7. 本社が県外にあります。神奈川県内の施設に入居しているテナントは対象となりますか。

A7. 県内施設のテナントは、支援対象です。

Q8. 自販機、カプセルトイ、ATMなど無人のテナントも対象となりますか。

A8. 対象外です。販売員等が常駐し、有人で業務を行うテナントが支援対象です。

Q9. 支援金の対象期間中に開店(閉店)したテナントは対象となりますか。

A9. 対象外です。令和6年1月から3月まで継続してテナントとして入居している必要があります。

Q10. 支援金の対象期間中に改装工事で休業したテナントは対象となりますか。

A10. 申請者により状況が異なるため、コールセンターへお問い合わせください。

Q11. 給付金の対象となる期間(令和6年1月から3月)は営業していましたが、現在は廃業している場合、支援対象となりますか。

A11. 申請者により状況が異なるため、コールセンターへお問い合わせください。

Q12. 給付金の対象となる期間(令和6年1月から3月)は営業していましたが、今後廃業を予定していますが、支援対象となりますか。

A12. 申請者により状況が異なるため、コールセンターへお問い合わせください。

## ■ 支援対象について

Q13. 第三セクターは支援金の対象となりますか。

A13. 本事業では、地方公共団体等の公的機関に関しても大企業とみなします。したがって、地方公共団体等の出資比率が出資金の2分の1以上又は複数の地方公共団体等の出資比率が合わせて3分の2以上の割合を占める場合、「みなし大企業等」となり、支援対象外です。

## ■ 申請について

Q14. 申請期間を教えてください。

A14. 令和6年5月8日(水)から令和6年7月31日(水)までです。

Q15. 申請はどのようにすればよいですか。

A15. 令和6年5月8日に、電子申請フォームを開設します。申請方法は電子申請フォーム開設と同時に「[電子申請マニュアル](#)」を特設サイトに公開しますので、ご確認の上、電子申請フォームから申請してください。  
郵送の場合は、神奈川県特別高圧受電者支援給付事業特設サイトから、申請に必要な書類をダウンロードし、様式に必要事項で記載するとともに、他、添付書類とあわせて同封の上、郵送してください。

Q16. 複数の施設にテナントとして入居しています。申請はどのようにするのですか。

A16. 複数のテナントをまとめて、一括での申請をお願いします。  
ただし、一括で申請ができない場合は、コールセンターへご相談ください。

Q17. 申請に関して、メールや窓口にて相談できますか。

A17. コールセンターで相談を受付をしています。  
神奈川県特別高圧受電者支援給付金コールセンター  
TEL050-3310-5916  
(午前9時から午後7時(土日・祝日除く))

■ 申請について

Q18. 県内に事業所が11以上ありますが、ダウンロードした給付申請書兼宣誓・同意書に事業所の入力欄が5までしかありません。どのようにすればよいですか。

A18. 電子申請の場合は、10事業所までは申請フォームに沿って入力してください。11事業所目以降は、「[\(別紙\)事業所一覧.xlsx](#)」に11事業所目以降を入力したうえで、電子申請フォームに登録(アップロード)してください。  
郵送申請の場合は、給付申請書兼宣誓・同意書には5事業所まで入力(記入)ください。6事業所目以降は「[\(別紙\)事業所一覧.xlsx](#)」をダウンロードのうえ入力(記入)いただき、給付申請書兼宣誓・同意書と他添付書類とあわせて郵送にて申請をお願いします。

Q19. 申請後、申請内容の誤り(変更)があることが分かりました。どのようにすればよいですか。

A19. コールセンターで誤り箇所をお伺いしますので、ご連絡をお願いします。  
誤り(変更)を直した状態で新しく申請されますと、重複申請になってしまうので、必ずコールセンターへご連絡の上、ご対応をお願いします。

Q20. 当座預金で通帳がない場合は何を添付すればよいですか。

A20. 当座勘定照合表、残高証明書、口座証明書など、口座の名義人と銀行名、支店名、口座番号等が確認できる書類を添付してください。

Q21. 法人番号は国税庁の13桁、または履歴事項全部証明書に記載されているものですか。

A21. 国税庁の13桁を記入してください。

Q22. 履歴事項全部証明書は、記載内容に変更がなければ、発行日が古いものでもよいですか。

A22. 提出時から3ヶ月以内に発行されたものをご提出ください。

## ■ 申請について

Q23. 雇用を確認できる書類は、雇用人数の変更がなければ、令和4年度以前の書類の提出でもよいですか。

A23. 令和5年度に提出された労働保険概算・確定保険料申告書の写し、賃金台帳の写しなどをご提出ください。

Q24. 申請の手引きや、様式類のダウンロードや印刷ができません。

A24. コールセンターへご相談ください。

Q25. 申請者の情報と異なる口座を入力(記入)してよいですか。

A25. 法人の場合は「申請者の情報」に記載した法人名義の口座、個人事業者の場合は申請者本人名義の口座を入力(記入)してください。

## ■ 給付・振込について

Q26. 申請から給付まで、どれくらいかかりますか。

A26. 必要な申請書類が全て提出され、不備がなければ、申請から1~2か月ほどで給付できる見込みです。

Q27. 給付金は課税対象ですか。

A27. 課税対象となる可能性がありますので、詳細については、所管の税務署等にお問い合わせください。

神奈川県特別高圧受電者支援給付金コールセンター  
TEL 050-3310-5916  
[受付時間] 午前9時から午後7時(土日・祝日除く)